

名義貸しに係る保険医等の取扱いについて

(参考)

(1) 名義を貸した保険医または保険薬剤師

| 名義 を診療報酬 請求に使用する認識 | 報酬等の利益 を得ていた | 報酬等の利益 を得ていない |
|--------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 認識があった | [故意] 「取消」 | [軽微しばしば] 「戒告」 |
| | [重過失] 極めて短期間の場合 「戒告」 | [軽微] 極めて短期間の場合 「注意」 |
| 認識がなかった | [軽微しばしば] 「戒告」 | [軽微] 「注意」 |
| | [軽微] 極めて短期間の場合 「注意」 | |

(2) 名義貸しに関与した保険医または保険薬剤師

| 名義 を診療報酬 請求に使用する認識 | 報酬等の利益 を得ていた | 報酬等の利益 を得ていない |
|--------------------------|---------------------------------|-------------------|
| 名義を貸した保険医等に 認識があった | [故意] 「取消」 | [軽微しばしば] 「戒告」* |
| | [重過失しばしば] 極めて短期間の場合 「取消」* | |
| 名義を貸した保険医等に 認識がなかった | [軽微しばしば] 「戒告」* | [軽微しばしば] 「戒告」* |

注1 名義貸しに関与した保険医等で、「戒告」に該当する場合に当該保険医等が報酬等の利益を得ていたときは「取消」とする。

注2 「*」を付したものについては、名義を貸した保険医等が複数名の場合の行政措置とする。

注3 「関与」とは、仲介、斡旋、指示、要請、受諾等の行為を言う。